

## 上野地区景観形成ガイドライン中間のまとめについて

### 1 背景・目的

上野地区では、平成28年に国立西洋美術館が世界文化遺産に登録され、令和2年には「上野地区まちづくりビジョン(以下「ビジョン」という)」が策定された。こうした中、上野駅周辺の建物が更新時期を迎えつつあり、ビジョンに掲げる2040年代頃の将来像実現に向け、まちづくりを適切に誘導していくことが求められている。

そこで、周辺環境の保全と都市更新の両立を図りながら、地域特性を活かした世界遺産のあるまちに相応しい景観を形成していくため、「上野地区景観形成ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)」を策定する。

### 2 位置付け

本ガイドラインは、上野駅舎や文化芸術施設の風格をはじめ、杜のみどり、まちの賑わいといった地域特性に応じたまちづくりを推進していけるよう、ビジョンや関連計画等を踏まえた上野地区における景観形成の指針となるものである。

### 3 主な内容

- ・景観誘導の考え方や景観形成イメージ
- ・地区別の景観配慮事項(高さ、規模、形態、意匠、色彩等)
- ・大規模建築物等の建築計画に係る景観協議の運用方法

### 4 中間のまとめ(案)

別紙1「上野地区景観形成ガイドライン概要版(案)」、別紙2「上野地区景観形成ガイドライン全体版(案)」のとおり

### 5 今後の予定

令和6年12月～令和7年1月	パブリックコメント実施
令和7年第1回定例会	産業建設委員会に報告(最終案)
令和7年3月	景観審議会・都市計画審議会報告 ガイドライン策定
令和7年4月	運用開始

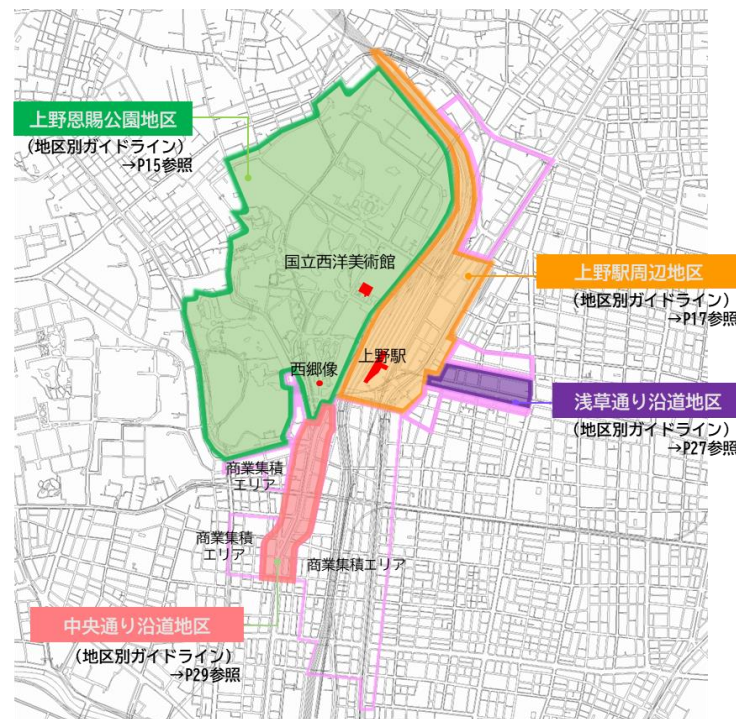
## 1 策定の目的と構成

- 上野地区景観形成ガイドラインは、当地区に集積する多様で特色ある資源を活かし、地域特性に応じた景観を形成するため、台東区景観計画や上野地区まちづくりビジョンなどの当地区に関連する上位関連計画と整合を図り、新たな指針を示すものです。
- 本ガイドラインに基づき、地区内の建築計画やデザイン検討などのまちづくりを進めることで、区と地域住民、事業者などがその考え方を共有し、上野にふさわしい景観を形成することを目的とします。

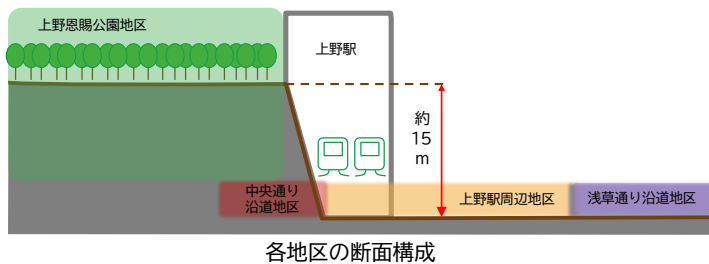
ガイドラインの構成	使い方
1. はじめに	ガイドラインの役割や使い方を知る
2. 上野地区の現状	上野地区の景観を考える上での基本的な情報を知る
3. 上野地区の景観誘導	上野地区の景観誘導の考え方を理解する
4. 地区別ガイドライン	地区ごとの景観形成の考え方や配慮すべき事項を理解する
5. ガイドラインの運用	建築行為などの際の協議時期と流れを確認する

## 2 地区区分

- 上野地区のうち、右記の4地区における配慮事項を定めます。
- その他、隣接する商業集積エリアについては、地域主体のルールづくりなどの機運を踏まえたルール作成や仕組みづくりなどの支援を行い、地域特性に応じた景観形成を図ります。



本ガイドラインにおける地区区分

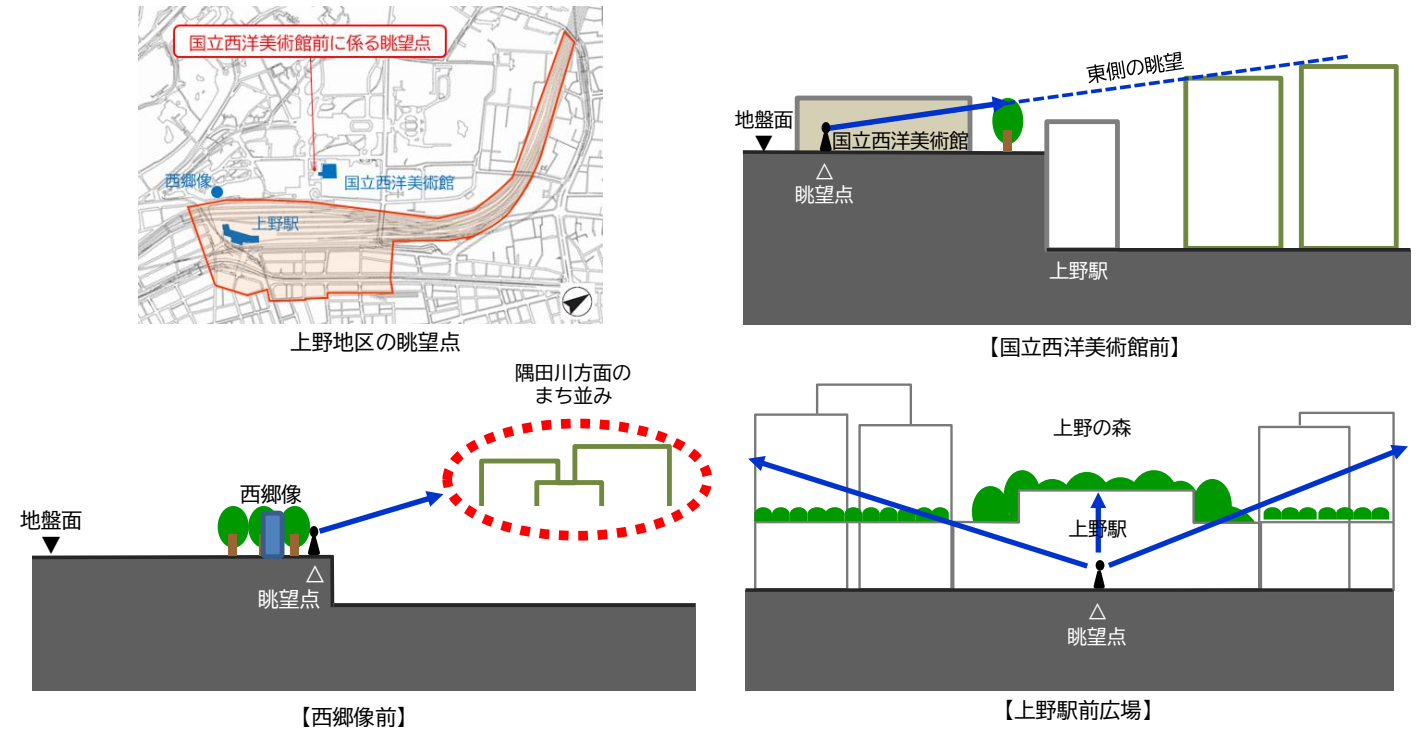


各地区の断面構成

上野恩賜公園地区と上野駅周辺・浅草通り沿道・中央通り沿道地区には地盤面の高低差が約15m存在します。

## 3 眺望点からの景観

- 上野地区には、国立西洋美術館前や西郷像前・上野駅前広場の主要な眺望点があり、その地点ごとに眺望の対象や配慮事項が異なります。



## 4 上野恩賜公園地区(景観配慮事項)

- 上野恩賜公園周辺の歴史・文化・緑の資源を保全・活用し、潤いと風格のある景観を形成する。
- 上野恩賜公園と周辺地域をつなぐエリアは、連続性や象徴性を高める景観を形成する。
- シンボルとなる景観資源を活かし、昼夜を問わず上野恩賜公園の景色を眺め楽しみながら回遊できる魅力ある景観を形成する。

### 〈主な景観配慮事項〉

#### 共通

- ・ 緑や水と一体となった、居心地がよく潤いのある景観を形成する。
- ・ 上野恩賜公園周辺の歴史資源や文化・芸術資源を活かした風格のある景観を形成する。

#### 建築物・工作物

- ・ 文化・芸術の創造発信拠点にふさわしい質の高い景観を形成する。

#### パブリックスペース等

- ・ 「文化の杜」の賑わい向上や、昼夜を問わず周辺との回遊性を高める景観を形成する。

#### 屋外広告物

- ・ 上野恩賜公園周辺の美術館・博物館などの景観との調和を図る。



東京国立博物館



文化の杜の賑わいの向上と回遊性を高める景観形成

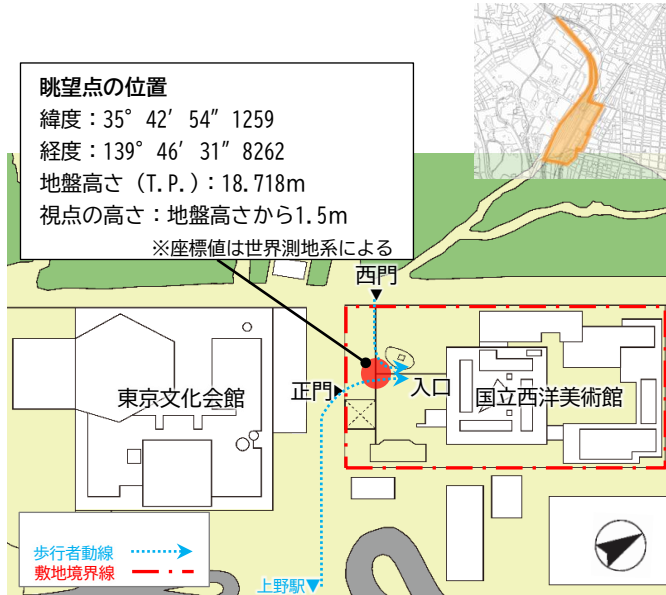
# 『上野地区景観形成ガイドライン概要版(案)』

## 5 上野駅周辺地区(建物高さのルール)

- 国立西洋美術館前に設定した眺望点からの見え方に配慮する。
- 眺望点から東側方面を望んだ際に見える上野駅周辺地区内の建物全てを、高さに配慮すべき対象とします。

【眺望点の設定】  
 正門と西門からの来館者の動線が交わる点であり、西門から延びる黒目地と本館入口から延びる黒目地が接するポイントを眺望点として設定する。国立西洋美術館は創建時、西門が正門として設計されており、そこから東へ向かい、途中で北へ直角に曲がる黒い目地が、国立西洋美術館本館入口へと続いていた。2022年には、その創建時の設計意図を踏まえた改修が完了している。

【配慮事項】  
 景観基準線を超えないよう建築物の高さや工作物などの配置に配慮する。また、景観基準帯と調和を図るよう配慮する。



## 7 上野駅周辺地区(景観配慮事項)

〈主な景観配慮事項〉  
 国立西洋美術館前の眺望点から見て、視認可能な高層部、視認されない高層部、低層部の三つに分類します。

視認可能な高層部	視認されない高層部	低層部
<b>建築物・工作物</b> ・立面の圧迫感や存在感を軽減したファサードデザインや素材選定に配慮する。 ・背景の空に溶け込むような色彩を選択し、極力存在感を抑えるよう配慮する。	<b>建築物・工作物</b> ・日本の玄関口にふさわしい、風格が感じられる景観の形成に向け、上野駅を意識した秩序や落ち着きのあるデザインとする。 <b>屋外広告物</b> ・周辺の景観特性と調和し、秩序や風格のある広告景観を形成する。	<b>建築物・工作物</b> ・杜とまちの回遊性を高めるため、快適で活気のある歩行者空間を形成するとともに、賑わいと潤いの連続性に配慮した景観を形成する。 <b>屋外広告物</b> ・周辺の景観特性と調和し、秩序や風格のある広告景観を形成するとともに、周辺の商業エリアとの賑わいの連続性に配慮する。



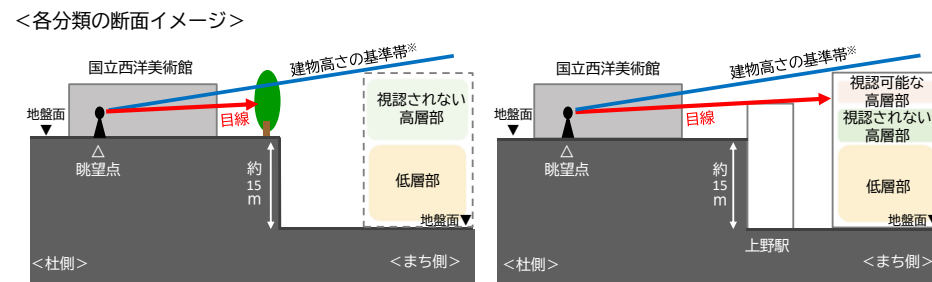
背景の空と調和した建物ファサード



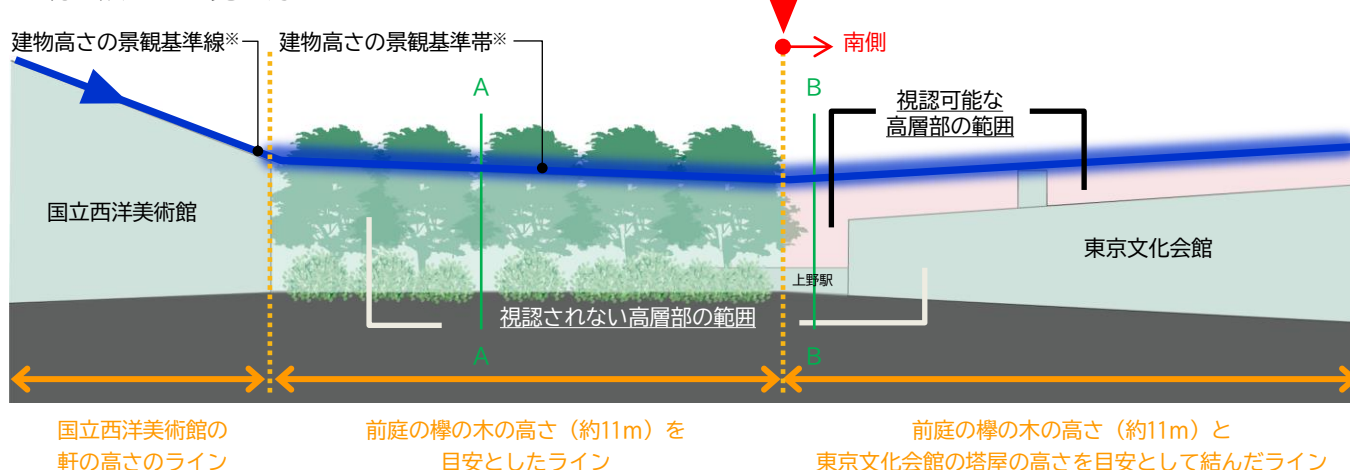
屋外から賑わいを感じられるオープンスペース

## 6 上野駅周辺地区(分類)

- 上野駅周辺地区における景観誘導にあたり、国立西洋美術館前の眺望点から見て、視認可能な高層部、視認されない高層部、低層部の三つに分類します。



〈眺望点からの見え方イメージ〉



## 8 屋外広告物の表示・掲出のルール

- 屋外広告物の表示・掲出については、台東区景観計画における景観形成特別地区の位置づけを踏まえ、世界文化遺産である国立西洋美術館前庭や上野駅前広場等からの見え方に配慮する。
- 文化財庭園など貴重な文化遺産を保存・継承するため、国立西洋美術館前庭の周辺において良好な景観を形成し、前庭からの眺望を保全する。
- 上野地区の景観特性や個性的な景観と調和し、歴史的・文化施設、玄関口としての上野駅等のシンボル性を確保するような広告景観を形成する。



〈国立西洋美術館前庭から見える屋外広告物の表示等の制限に関する事項〉

制限の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高さ15m以上の部分が制限の範囲となる。(範囲は右上図①のとおり)</li> <li>● 自家用広告物(自社名、ビル名、店名、商標の表示など)、公共公益目的及び非営利目的の広告物に限り、下記対象区分の基準に従い表示することができる。</li> </ul>
対象区分と基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 屋上広告物: 高さ15m以上において表示・設置しないよう配慮する。</li> <li>● 壁面広告物: 高さ15m以上において光源を使用しないよう配慮する。</li> <li>● 壁面広告物を高さ15m以上に掲出する場合は低彩度とし、一広告物表示面積の1/3を超えて使用できる彩度は右記のとおり。</li> </ul>
表示等の制限の例外	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ただし、高さ15m以上であっても、他の建築物などにより視認できないなど、国立西洋美術館前庭から見なければ表示できる。</li> </ul>

〈上野駅前広場等から見える屋外広告物の表示等にて配慮する事項〉(範囲は右上図②のとおり)

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基調色は、低彩度とする、建物の外観と同系色とするなど、過剰にならないように配慮する。</li> <li>● 高彩度のコーポレートカラーの使用は最小限とすることや、彩度を落とすなど、周辺景観との調和を図る。</li> <li>● 映像広告は建物上部への設置を極力避け、建物と一体的にデザインするなど、まち並み景観を損ねないものとする。</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>【色相】</th> <th>【彩度】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R ~ 10R</td> <td>→ 5以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR ~ 5Y</td> <td>→ 6以下</td> </tr> <tr> <td>5.1Y ~ 10G</td> <td>→ 4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1BG ~ 10B</td> <td>→ 3以下</td> </tr> <tr> <td>0.1PB ~ 10RP</td> <td>→ 4以下</td> </tr> </tbody> </table>	【色相】	【彩度】	0.1R ~ 10R	→ 5以下	0.1YR ~ 5Y	→ 6以下	5.1Y ~ 10G	→ 4以下	0.1BG ~ 10B	→ 3以下	0.1PB ~ 10RP	→ 4以下
【色相】	【彩度】												
0.1R ~ 10R	→ 5以下												
0.1YR ~ 5Y	→ 6以下												
5.1Y ~ 10G	→ 4以下												
0.1BG ~ 10B	→ 3以下												
0.1PB ~ 10RP	→ 4以下												

# 『上野地区景観形成ガイドライン概要版(案)』

## 9 浅草通り沿道地区(景観配慮事項)

- 上野と浅草や周辺地域を結ぶ骨格となる景観軸として、賑わいと風格のある沿道景観を形成するとともに、通りとして一体感のある良好な景観を形成する。
- 上野駅近傍では、上野と浅草を結ぶエントランスにふさわしい広場空間を創出する。
- 沿道建築物の壁面後退やオープンスペースの創出などにより、開放的で快適な沿道景観を形成する。

### 〈主な景観配慮事項〉

#### 共通

- ・ 上野と浅草や周辺地域を結ぶ景観軸として、歩いて楽しい賑わいのある景観を形成するとともに、風格や潤いのある沿道のまち並み景観を形成する。

#### 建築物・工作物

- ・ 建物低層部は、ヒューマンスケールが感じられるデザインや安らぎを感じられる素材の選定に配慮する。

#### パブリックスペース等

- ・ 上野駅近傍では、上野と浅草を結ぶエントランスにふさわしい広場空間を創出し、人々のアクティビティによる賑わいや活気ある景観を形成する。

#### 屋外広告物

- ・ 寺社や歴史資源、老舗の点在などによるまち並みの表情と協調した広告景観を形成する。



神仏具店が並ぶ浅草通り沿道



賑わいや活気ある広場空間

## 10 中央通り沿道地区(景観配慮事項)

- 上野恩賜公園とまちをつなぐ都市軸として、賑わいと風格のある沿道景観を形成する。
- アイ・ストップとなる上野の森を意識した一体感のある景観を形成する。
- エリア特性を踏まえたルールづくりによる公民連携が図られた景観を形成する。

### 〈主な景観配慮事項〉

#### 共通

- ・ 上野の森への眺めに配慮した良好な景観を形成するとともに、上野恩賜公園からの眺めにも配慮した、通りとして一体感のある景観を形成する。

#### 建築物・工作物

- ・ アイストップとなる主要な街角は、沿道からの誘引を意識した、通りの魅力を高める景観を形成する。

#### パブリックスペース等

- ・ 積み重ねた歴史が息づく景観形成と賑わいのルールづくりによる沿道の魅力向上を図る。

#### 屋外広告物

- ・ 上野の目抜き通りにふさわしい魅力ある広告景観を形成する。



中央通りから上野恩賜公園を望む



公民連携によるパブリックスペースの活用

## 11 景観配慮によって形成される都市景観イメージ

- 圧迫感や存在感を抑えた色彩や、落ち着きと風格のあるファサードデザインにより、上野地区のまち並みと調和する景観が形成されます。
- 建物低層部からまちの活気やアクティビティが沿道空間に広がり、歩いて楽しい賑わいのあるまち並みが形成されます。
- まちなかの緑あふれるパブリックスペースでは、アートや音楽イベントなどの開催により、上野地区を特徴づける固有の景観が形成されます。



連続する緑とまちの活気が広がる沿道空間



公共空間と周辺建築に囲まれた賑わい広場



人々が集い賑わう、まちなかのパブリックスペース

## 12 運用の体制

- 上野恩賜公園地区及び上野駅周辺地区における都市開発諸制度等を用いた大規模建築物等の建築計画を行う場合は、台東区の実態に基づき、基本設計着手段階より事前届出を行います。
- 台東区景観審査委員会内に「上野地区部会」を設置し、各分野の専門家に意見照会を行いながら、台東区景観審査委員会において、内容の確認を行います。
- その協議結果は、国立西洋美術館周辺環境検討部会に報告し、遺産影響評価に際し参照します。
- 関係機関との協議が整い次第、既存の景観協議システムである景観条例に基づく事前協議に移行します。
- その他、上記以外の建築物の新築や工作物の新設等を行う場合は、台東区景観条例に基づく協議を実施します。

### ■都市開発諸制度等を用いた大規模建築物等の建築計画を行う場合

